

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和8年4月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和8年4月16日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

企画政策課 竹内課長、芝田主査補、河野主事

3 件名

令和7年度に策定完了した個別計画について（4件）

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

(指示事項)
 ・策定した計画は、担当業務外であっても、職員間で共有し、横の連携を図ること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 政策推進部 企画政策課

件名	令和7年度に策定完了した個別計画について(4件)							
内容	<p>令和7年度に策定完了した個別計画のうち、4月第2回行政経営戦略会議にて報告する計画は、以下の4計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井市シティプロモーション基本方針【企画政策課】 ・白井市公共施設個別施設計画【行政経営推進課】 ・白井市学校施設の長寿命化計画【教育総務課】 ・白井市障害者計画【障害福祉課】 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	個別計画について、計画書や概要版を活用し、庁内周知を図ること。							
今後のスケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	無			
	議会説明	無		広報・HP等	無			
	市民参加	無						
	報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)						
参考情報	案件提出事由	エ 策定した各種計画の概要						
	関係法令等							
	関係課							
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段

4月第2回戦略会議報告の令和7年度に策定完了した計画

項番	計画名	策定の目的	計画の位置づけ	計画期間	担当課	法定事項であるかないか	補助採択の計画かどうか
						法定(義務)・・・法義 法定(努力義務)・・・法努 独自(国の指針に基づきもの含む)・・・独自 (ある場合根拠法令)	(計画策定により補助金等の交付がある場合は名称)
1	白井市シティプロモーション基本方針	人口減少・少子高齢化が進む中で、移住・定住を促進し、持続可能なまちづくりを目指すために、如何に本市のブランドや魅力を発掘し、シティプロモーションしていくかといった方向性を定める。	本市の「何を」「誰に」「どのように」発信していくかといった今後のシティプロモーションの基本的な考え方や方向性を定めるもの。	H29年度～	企画政策課	独自	なし
						なし	なし
2	白井市公共施設個別施設計画	白井市公共施設等総合管理計画に基づく施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、維持管理や更新にかかる費用を縮減・平準化した上で、長期的な視点に立った対策を計画的に進めていくことを目的としている	白井市公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとの建築時期、劣化状況や工事履歴等を考慮した維持保全工事等の実施計画	R3年度～ R12年度	行政経営推進課	独自	なし
						なし	なし
3	白井市学校施設の長寿命化計画	対象施設の予防保全型の管理への転換、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、安心安全を最優先のうえ、学校施設に求められる機能を確保することを目的に計画を策定する。	白井市公共施設等総合管理計画に即する個別施設計画として、策定・更新をおこなうもの。	R2年度～ R41年度	教育総務課	独自	あり
						なし	学校施設環境改善交付金
4	白井市障害者計画	白井市における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画を策定する。	障害者基本法第11条第3項に基づき、国・県の障害者基本計画及び当市における障がい者の状況等を踏まえて定めるもの。また、市の総合計画及び地域福祉計画を上位計画とする分野施策レベルの個別計画として、高齢者福祉計画、介護保険事業計画ほか関連計画との整合・連携を図り推進するもの。	R8年度～ R14年度	障害福祉課	法義	なし
						障害者基本法	なし

白井市シティプロモーション基本方針（改定）概要

【運用期間】

令和8年度～令和12年度（5年間）

【方針の位置付け】

本方針は、白井市の人口が令和2（2020）年から減少に転じる中で、市の最上位計画である「白井市第6次総合計画」に掲げる市の将来像及び6つの目指すまちの実現に向け、シティプロモーションに関する施策を横断的に推進するための基本方針として位置づけます。

【シティプロモーションの定義と目的】

若い世代を中心として移住・定住を増やすために、次のとおり定めます。

定義 本市のブランド・魅力を確立し、それを効果的に発信するための活動

目的 若い世代を中心として、市民が本市の愛着・誇り(シビックプライド)を抱き、住み続けたいと思い、そして、市外居住者が本市を知り、興味や関心を抱き、その魅力に共感し、住んでみたいと思うことを目指す。

【白井市シティプロモーション基本方針の改定点】

これまでのシティプロモーションに新たに4つの視点を追加します。

行動を促す：ターゲットの行動変容の設定

情報発信にとどまらず、移住・定住地としての検討段階へ進めるよう、導線づくりを行う

誰が：多様な主体の参画

行政だけでなく、民間事業者、地域団体、市民などの多様な主体が連携して情報発信を推進する

マーケティングの視点

客観的データに基づいた、より効果的なシティプロモーションを目指す

関係人口の創出

「定住人口」でも「交流人口」でもない、地域と多様に関わる「関係人口」を創出する

【シティプロモーションの推進体制】

推進体制を次の通りとします。

分野横断的な庁内連携の強化

庁内の各分野が持つ取組や情報を相互に連携させ、市の価値を一体となって情報発信します

多様な主体との参画の促進

市民、民間事業者、地域団体、関係人口との参画の促進によって、持続的な情報伝播を目指す

白井市公共施設個別計画（改定）概要

計画の概要

① 計画主旨

白井市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画であり、施設ごとの維持保全工事等の実施計画及び施設ごとの方針に沿った最適配置の取組を示した計画です。

② 計画期間

令和8年度から令和17年度（計画期間は10年間、中間期の5年目で見直し）

③ 対象

小中学校以外の建築系公共施設（30施設）

④ 経緯

令和3年3月に策定、計画期間は、令和3年度から令和12年度です。

今回は、中間期5年目の見直しをしたうえで、令和8年度～令和17年度の実施計画を更新するものです。（5年おきに10年間の実施計画を更新するもの）

主な改定内容

① 主な変更点

1. 施設整備の基本的な方針の決定フローに最適配置の検討を追加

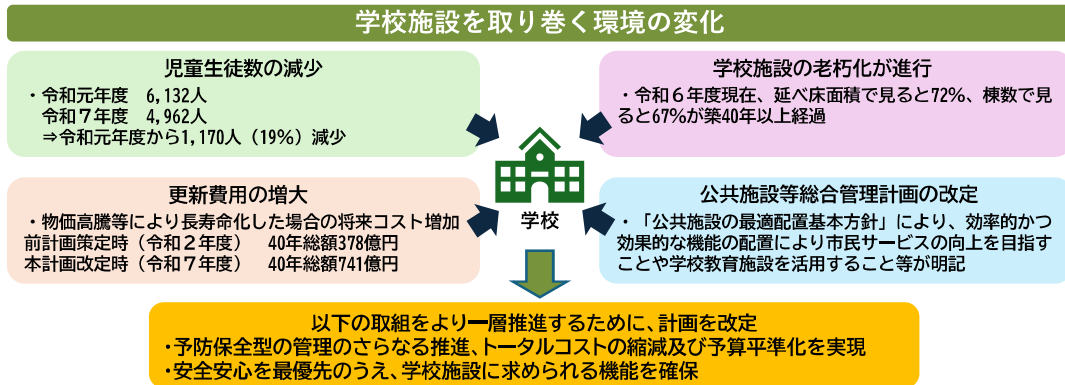
令和8年3月改定の白井市公共施設等総合管理計画に公共施設の最適配置基本方針が位置付けられたことから、検討フローを本編に示し、工程表に最適配置の検討及び取組内容を示す計画としました。

2. 計画の構成の変更

本計画は、計画本編と、施設ごとに公共施設の最適配置基本方針に基づく検討やその結果を反映した取組内容を示す工程表で構成していますが、**定期点検の結果や工事の実施状況、施設の方針の変更などに柔軟に対応できるように工程表は別紙とし、毎年度見直しを実施した上で公表するもの**としました。

白井市学校施設の長寿命化計画（改定）概要

○見直しの背景と目的



○主な改定内容

項目	改定計画	前計画
学校施設の目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の課題を踏まえ学校施設の目指すべき姿を整理 ・ 確かな学力と豊かな心と体を育む教育環境の整備（ソフト面） ・ 子どもが安全で安心して、快適に学べる施設の整備（ハード面） ・ 教職員の負担軽減や地域コミュニティや防災の拠点施設の整備（施設マネジメント面） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確かな学力と豊かな心と体を育む教育環境の整備 ・ 子どもが安全で安心して学べる施設の整備 ・ 地域コミュニティや防災の拠点施設の整備
学校施設等の規模・配置計画等の方針	<p>現段階では現在の配置を維持するが、公共施設等総合管理計画に基づいて、今の教育水準を維持・向上させることを前提として、学校規模の適正化や複合化について、まちづくりの視点で全庁横断的な調査研究を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として現在の配置を維持
改修等の基本的な方針	<p>これまでの基本方針に「必要な機能の整備」を新たに加え、新たな教育ニーズに対応するため、真に必要な学校施設を検討し、省エネルギー化、必要な教室・設備の整備を進めるなど、可能な限り良好な教育環境の確保を目指す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の長寿命化改修 ・ 地域における公共施設の集約化や複合化 ・ 既存学校教育施設の適切な維持管理
改修使用年数、目標使用年数	<p>校舎/体育館/柔剣道場/機械室</p> <p>目標使用年数 85年～90年、大規模改修の周期築35年、長寿命化改修の周期築55年</p> <p>プール付属棟は、今後の水泳授業の適切な実施とプール管理の負担軽減を両立する仕組み作りを検討する</p>	<p>校舎/体育館/プール付属棟</p> <p>目標使用年数85年、大規模改修の周期築35年/70年、長寿命化改修の周期築55年</p>
維持・更新の課題と今後の方針	<p>前計画の方針に加え、学校規模の適正化や複合化を検討し更新コストを削減、将来の学校施設のあり方に関する全庁横断的な調査研究の進捗を注視しつつ必要な工事には速やかに着手、各年度の工事費平準化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助制度等を有効に活用するとともに基本方針の更なる推進を図る

白井市障害者計画（2026-2032）概要

本計画は、障害者基本法に規定される障害者のための施策に関する基本的な計画であり、白井市総合計画及び白井市地域福祉計画の個別計画として策定しています。

策定に当たっては、基礎調査により本市の障がい者の状況や課題を把握した後、障がい当事者や支援者等による白井市障害者計画等策定委員会や、庁内の策定委員会を通して内容の検討を行い、本市に必要な目標や方針を定めています。

- 1 **位置付け** 障害者基本法に基づき、市の障がい福祉施策に係る基本的計画として策定
- 2 **期間** 令和8～14年度（7年間）
- 3 **基本目標**
「障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり」
- 4 **基本方針及び施策の方向**
 - ①地域での自立生活への支援の推進
 - ・相談体制の充実
 - ・情報提供手段の充実 **（新設）**
 - ・権利擁護体制の充実
 - ・交流や理解、意見交換が行える地域づくり **（新設）**
 - ・福祉サービスの充実と福祉人材の確保 **（新設）**
 - ・保健・医療サービスの充実
 - ②社会参加の支援・促進
 - ・障がい児の保育・教育の充実
 - ・就労の支援・促進
 - ・各種活動の支援・促進
 - ・文化・芸術・スポーツの振興 **（新設）**
 - ③快適で人にやさしいまちづくりの推進
 - ・福祉活動の促進
 - ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - ・防犯・防災等対策の推進
- 5 **重点施策**
 - ①白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実
 - ②交流や理解、意見交換のための活動の支援
 - ③障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり